

春日部税務署による所得税等の確定申告

期間 2月16日(金)～3月15日(金) (土・日曜日・祝日を除く)

※2月25日(日)は開場。

受付時間 午前8時30分～午後4時 (相談開始は午前9時)

場所 春日部税務署 (春日部市大沼2丁目12番地1)

確定申告会場への入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制としています。

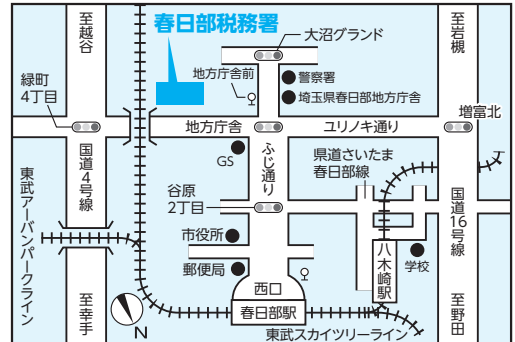
※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せてパスワードが分かるようにしてお越してください。

※必要書類が不足する場合は確定申告できません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認ください。

問合せ 春日部税務署 ☎733-2111 (自動音声でご案内します)



国税庁LINE
公式アカウント



東武スカイツリーライン (東武伊勢崎線)・東武アーバンパークライン (東武野田線) 春日部駅 (西口) から徒歩20分又は春日部駅 (西口) から朝日バス (かすかべ温泉行)「地方庁舎前」停留所下車徒歩2分

e-Taxでの確定申告をご利用ください

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。確定申告期間中には、24時間いつでも、ご自宅から利用できるため、確定申告会場に出向かずに確定申告ができます。さらに還付申告をe-Taxで申告した場合、書面での申告と比べて早く還付されます。

問合せ 春日部税務署 ☎733-2111



作成コーナー

検索

税理士による所得税の還付申告相談

日時 2月2日(金)～15日(木) (土・日曜日・祝日を除く)、午前9時30分～正午、午後1時～4時

対象 所得税が還付されるかたのうち、公的年金等を受給しているかた、給与所得者で医療費控除を受けるかた、年の途中で退職または就職したかた (住宅借入金等特別控除を受けるかた、給与や年金以外の所得があるかた等を除く)。

※有料の場合もあります。事前にご確認ください。

相談方法 電話相談 (事前予約制)

問合せ 税理士会春日部支部事務局
☎738-7470

医療費控除を受けるかたへ

領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の作成・添付が必要です。なお、税務署から医療費控除の明細書の記載内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

問合せ 春日部税務署 ☎733-2111

医療費控除を受ける国民健康保険・後期高齢者医療被保険者のかたへ

医療費控除の明細書における医療費の明細欄への記入は、医療費通知を添付することにより省略可能です。確定申告期間後に通知される11・12月の医療費については、医療費の明細欄への記入が必要となりますのでご注意ください。

問合せ 国保年金課国民健康保険担当 (内線) 109、
国保年金課後期高齢者医療保険担当 (内線) 113

**確定申告に係る
介護保険関係の
控除証明を発行します**

各証明書の受付発行は1月以降となり、発行には1週間程度を要しますのでご了承ください。また、市が保有する書類の関係上発行ができない場合があります。

障害者控除等対象者認定書

障害者手帳をお持ちでないかたでも、65歳以上で要介護の認定を受けていて一定の要件に該当するかたには、申請により身体障がい者などに準ずるとして「障害者控除等対象者認定書」を発行します。この認定書を所得税や市・県民税の申告の際に提示すると、本人または扶養者が障害者・特別障害者控除を受けることができます。

主治医意見書記載事項確認書

おむつ代の医療費控除が2年目以降のかたは、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、主治医意見書の項目が判定基準に該当する場合に限り、市が発行する「主治医意見書記載事項確認書」でも対応できます。なお、申請の際には、前年の申告状況がわかる書類 (確定申告書の控え、おむつ使用証明書の写しなど) が必要です。

問合せ 長寿支援課介護保険担当 (内線) 145

令和6年度（令和5年分） 市民税・県民税の申告相談会

※申告相談会では、市・県民税の申告相談の他、所得税の確定申告のうち簡易なものとの相談を事前予約制で受付しています。

期間 2月16日(金)～3月15日(金) (土・日曜日・祝日を除く)

場所 市役所西棟第3・4会議室

事前予約制

蓮田市マスコット
キャラクター
「はすぴい」



次のような申告はお受けできませんのでご注意ください

- 青色申告、分離課税の申告をするかた
- 事業所得（農業・一般）や不動産所得の申告で収支内訳書を作成していないかた
- 医療費控除を受ける申告で医療費控除の明細書を作成していないかた
- 令和4年分以前の確定申告をするかた

市民税・県民税の申告相談会の予約受付は1月12日(金)から3月14日(木)まで

予約サイト

<https://www.city.hasuda.saitama.jp/ze/kurashi/zeikin/shimin/r6/yoyaku.html>

予約については上記URLもしくは二次元コードからご確認ください。

※インターネット予約が難しい場合は電話受付しますのでお問い合わせください。



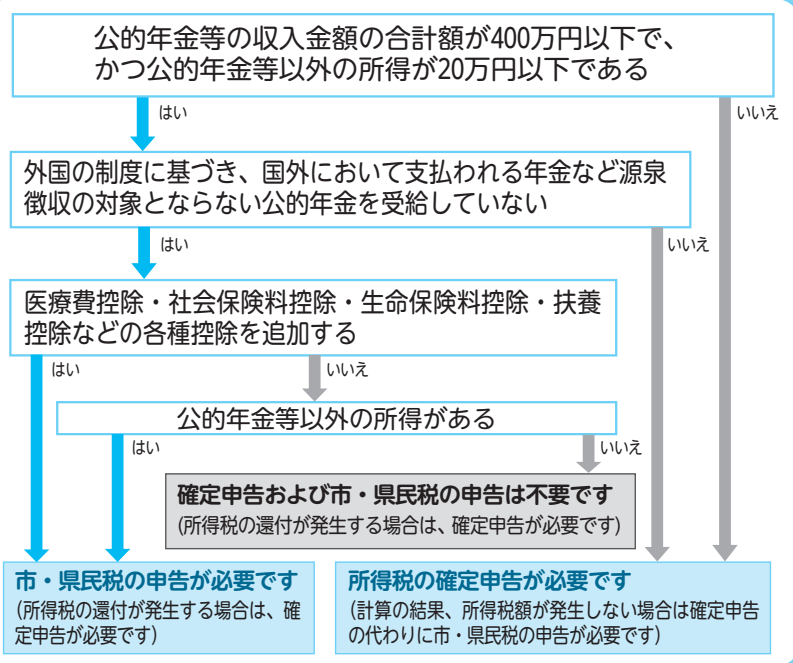
市民税・県民税の申告書の提出は、郵送または専用ポストをご利用ください

設置期間 2月16日(金)～3月15日(金) ※設置場所の開設日のみ。

設置場所 税務課、平野連絡所、蓮田駅西口行政センター

問合せ 税務課市民税担当(内線)127

市民税・県民税の申告に関するお知らせ



公的年金等の収入金額が400万円以下のかたへ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合や外国の制度に基づき国外において支払われる年金の支給があった場合には、公的年金の収入金額も含めて確定申告をすることになります。また、確定申告が不要であっても、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合や、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外に、生命保険料控除、医療費控除などの各種控除を受ける場合は市・県民税の申告が必要です。

問合せ 春日部税務署 ☎ 7333・2111

所得税の確定申告が不要でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。申告が必要かどうかは、左図をご確認ください。

問合せ 税務課市民税担当 ☎ 768・3111 (内線) 127